

【表紙】

【提出書類】

内部統制報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年3月26日

【会社名】

日本ペイントホールディングス株式会社

【英訳名】

NIPPON PAINT HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

取締役 代表執行役共同社長 若月 雄一郎
取締役 代表執行役共同社長 ウィー・シューキム

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

大阪市北区大淀北2丁目1番2号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役共同社長 若月 雄一郎及びウィー・シューキムは、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、当社の財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響並びにその発生の可能性の観点から必要な範囲を決定し、僅少なものを除いた全ての連結子会社及び持分法適用会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に定めた。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、原則、各事業拠点の前連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上収益の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。当社は、塗料の製造・販売事業を営む連結グループであることから、経営の意思決定において重要な情報を提供する売上収益（連結会社間取引消去後）を各事業拠点の重要性を判断する指標として適切と判断し、選定指標として採用している。また、売上収益（連結会社間取引消去後）により販売会社が重要な事業拠点として選定される場合には、当該エリアにおける製造・販売を一体の事業として捉え、関連する製造拠点についても必要に応じて評価範囲に含めている。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとしてのれん及びその他の無形資産の減損評価に係るプロセス等を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。